

平成30年9月市議会定例会

活力都市創造部

議案説明資料

目 次

1	平成30年9月補正予算（案）総括表	1
2	「歩く」行動を促すインセンティブ検討業務委託について	2
3	都市基盤整備基金について	3
4	路線バス等におけるEV、FCVバス導入可能性調査事業について	4
5	エコリンク事業補助金について	5
6	富山市コミュニティバス条例の改正について	6
7	富山市手数料条例の改正について	7
8	工事契約（富山駅南北自由通路（在来線高架下）等整備工事）について	8
9	字の区域の新設について	9
10	富山空港北土地地区画整理事業に伴う字の区域の変更及び廃止について	11

1 平成30年9月補正予算(案)総括表

(活力都市創造部分)

【一般会計】

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
08 土木費	8,604,861	611,300	9,216,161	
05 都市計画費	8,604,861	611,300	9,216,161	
01 都市計画総務費	784,218	602,300	1,386,518	都市政策事業費 委託料 2,300 都市基盤整備基金費 積立金 600,000
02 土地区画整理費	1,350		1,350	
05 建築指導費	47,200		47,200	
06 都市再生費	6,511,631	4,000	6,515,631	中心市街地活性化事業費 補助金 4,000
07 公共交通対策費	1,260,462	5,000	1,265,462	公共交通活性化推進事業費 委託料 5,000

2 「歩く」行動を促すインセンティブ検討業務委託について

〔 活力都市推進課 〕

1. 補正額 2,300千円

(千円)

事業費	国費	
	国費	一般財源
2,300	1,150	1,150

2. 補正の目的

本市が今後包括的に推進する「富山市SDGs未来都市計画」の柱には、「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりの実現」、「ヘルシー&交流タウンの形成と質の高いライフ・ワークスタイルの確立」を位置づけており、市民が歩いて健康に暮らすライフスタイルの定着が重要な政策目標となる。

このことから、市民が日常的に歩く・歩きたくなるまちの実現に向け、歩く交通行動や、歩くことの習慣化を促すインセンティブ（動機づけ）等について検討を行うもの。

3. 補正の内容

(1) 「歩く」行動を促すインセンティブ検討業務委託 2,300千円

(2) 業務内容

- ① 他都市等の事例調査と各種施策効果の分析・評価
- ② 歩くライフスタイルの実現に向けた施策ターゲット、方向性の整理・検討
- ③ 歩く交通行動を促すインセンティブ施策の検討
- ④ 実施に向けた課題の整理及び実施プランの策定

〔 都市基盤整備基金費 〕

3 都市基盤整備基金について

〔 活力都市推進課 〕

1. 補正額 600,000千円

2. 補正の目的

将来の都市基盤整備を行うにあたり、事業費の平準化を図るため、基金に積み立てるもの。

3. 補正の内容

(単位：千円)

区分	補正前の額	今回補正額	補正後の額
その他の積立金	0	600,000	600,000

*基金現在高 平成29年度末 2,324,412千円

〔 公共交通活性化推進事業費 〕

4 路線バス等におけるEV、FCVバス導入可能性調査事業について

〔 交通政策課 〕

1. 補正額 5,000千円

2. 補正の目的

「富山市SDGs未来都市モデル事業」に位置付けたEV、FCVバスの路線バス等への導入可能性について調査するもの。

3. 補正の内容

(1) 事業費

委託料 5,000千円

(歳入：SDGs未来都市推進事業費補助金 2,500千円)

(2) 事業内容

- ① EV、FCVバス導入により期待される効果の整理
- ② 車両およびエネルギーインフラの整備の現況調査
- ③ 市内バス路線の現況調査
- ④ EV、FCV車両導入の可能性および課題の整理

5 エコリンク事業補助金について

〔 中心市街地活性化推進課 〕

1. 補正額 4,000千円

2. 補正の目的

まちづくりとやまが運営するエコリンク事業については、樹脂リンクの老朽化により平成29年度をもって事業を終了することとしていたが、市民や商工会議所等の要望を受け、今年度新たに樹脂リンクを購入して事業を実施することから、その運営費を補助するもの。

3. 補正の内容

エコリンク事業補助金 4,000千円

4. 事業の概要

実施場所：グランドプラザ

実施予定期間：平成30年12月15日（土）～平成31年1月14日（祝・月）

面積：322.8㎡（30.12m×10.72m）



エコリンク（H29）

〔 条例案件 〕

6 富山市コミュニティバス条例の改正について

〔 交通政策課 〕

1. 改正理由

大山コミュニティバスにおいて、路線を新設することから、その路線名を追加するもの。

(1) 路線名 大庄循環線

(2) 運行開始年月日 平成30年10月1日

2. 改正内容

路線を定める別表第1に、「大庄循環線」を追加するもの。

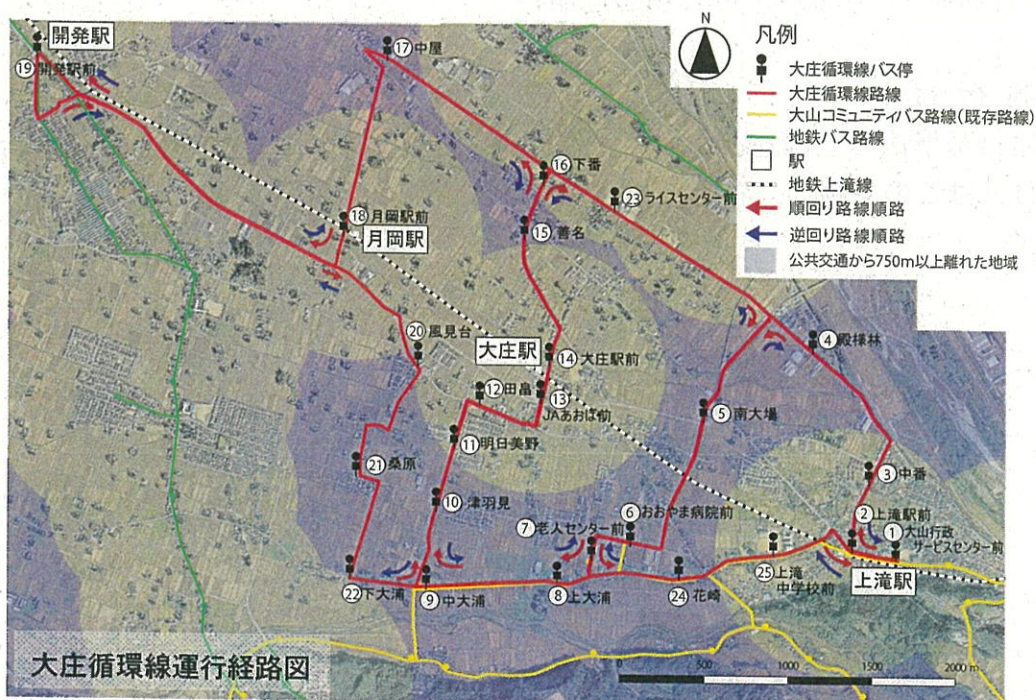
路線	才覚地線、小坂線、西小俣循環線、榎ヶ原線、小佐波線、 <u>大庄循環線</u> 、八尾環状線、八尾中核線、八尾高校線、桐谷・茗ヶ原線、室牧線、野積線、大長谷線、黒瀬谷線、杉原線、保内線、清水線、谷・牛岳温泉スキー場線、山田八尾線、牛岳温泉スキー場線
----	--

【富山市コミュニティバス条例別表1の改正】

3. 施行日

平成30年10月1日

4. 運行経路図



〔 条例案件 〕

7 富山市手数料条例の改正について

〔 建築指導課 〕

1. 改正理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行に伴い富山市手数料条例に規定されている建築基準法上の許可及び認定に係る手数料について改正を行うもの。

2. 改正内容

（1）建築基準法第43条（建築物の敷地と道路との関係の建築の許可）の改正による手数料の細分化

建築基準法第43条第1項ただし書の許可を廃止し、新たに同条第2項第1号において、省令で定めるものについては特定行政庁による認定とし、それ以外を同条第2項第2号での許可とする規定が追加されるため、手数料を細分化するもの。

【（別表2）現85の部2の項の改正及び繰り下げ、新85の部2の項の追加】

（2）建築基準法第85条第6項の規定（1年を超えて使用する仮設建築物の建築許可）の追加に伴う手数料の追加

建築基準法第85条第6項及び第7項に1年を超えて使用する仮設建築物の建築の許可の規定を追加するため、手数料の項目を追加するもの。

【（別表2）現85の30に項を追加】

3. 施行日

建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第2号に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

〔 工事契約締結の件 〕

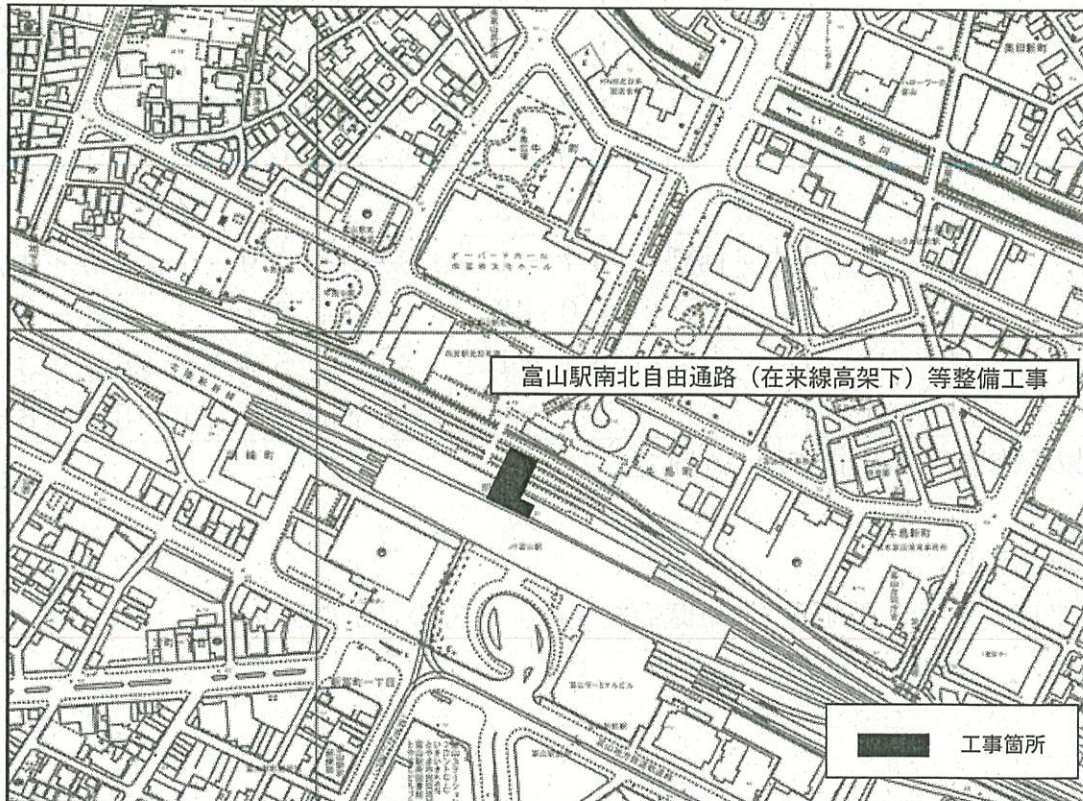
8 工事契約（富山駅南北自由通路（在来線高架下）等整備工事）について

〔 富山駅周辺地区整備課 〕

1. 契約金額 439,560,000円
2. 契約相手 佐藤工業・日本海建興富山駅南北自由通路（在来線高架下）等整備工事共同企業体

富山市桜木町1番11号
佐藤工業株式会社北陸支店
執行役員支店長 金子 政史
3. 工事内容 富山駅南北自由通路（在来線高架下）の石張舗装、天井、化粧柱及び北口ガラス壁等工事

位置図



〔 字の区域の新設の件 〕

9 字の区域の新設について

〔 建築指導課 〕

1 概要

富山市水落地内における分譲宅地の開発行為に際し、現在の大字、字の区域を廃止し、新たに大字を新設するもの。

2 開発行為の概要

開発区域 水落地内における区域（別図参照）

開発許可 平成30年2月28日 富山市指令建指第H29開発073号

3 字の区域の新設に関するもの

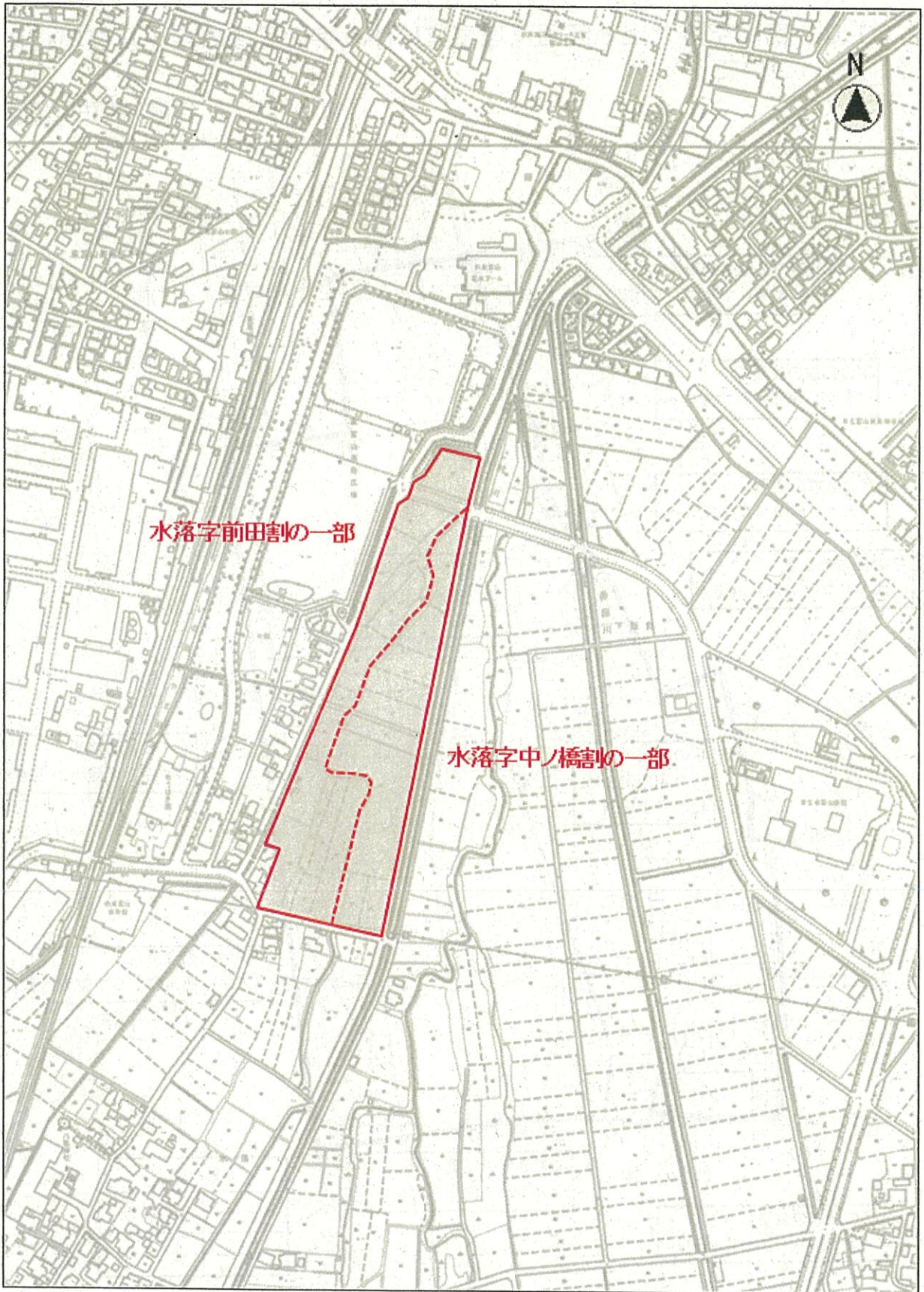
市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「水落一丁目」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	水落	前田割	19-1、19-2、20-1、20-2、 21-1、85-1、85-10、85-11、 86-1、86-2、86-3、86-5、 87-1、87-2、87-3、87-4、 87-5、87-6、87-7、87-8、 87-9、88、89-1、89-3、 90-1、90-4、90-5、91-2、 91-3、91-6、91-11
		中ノ橋割	47-1、48-1、49-1、50-1、 50-2、51-1、51-3、51-4、 52-1、53-1、54-1、54-3、 54-4、54-5、55-1、55-8

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

4 施行日

平成30年10月頃（9月議会終了後、公告の日から施行）

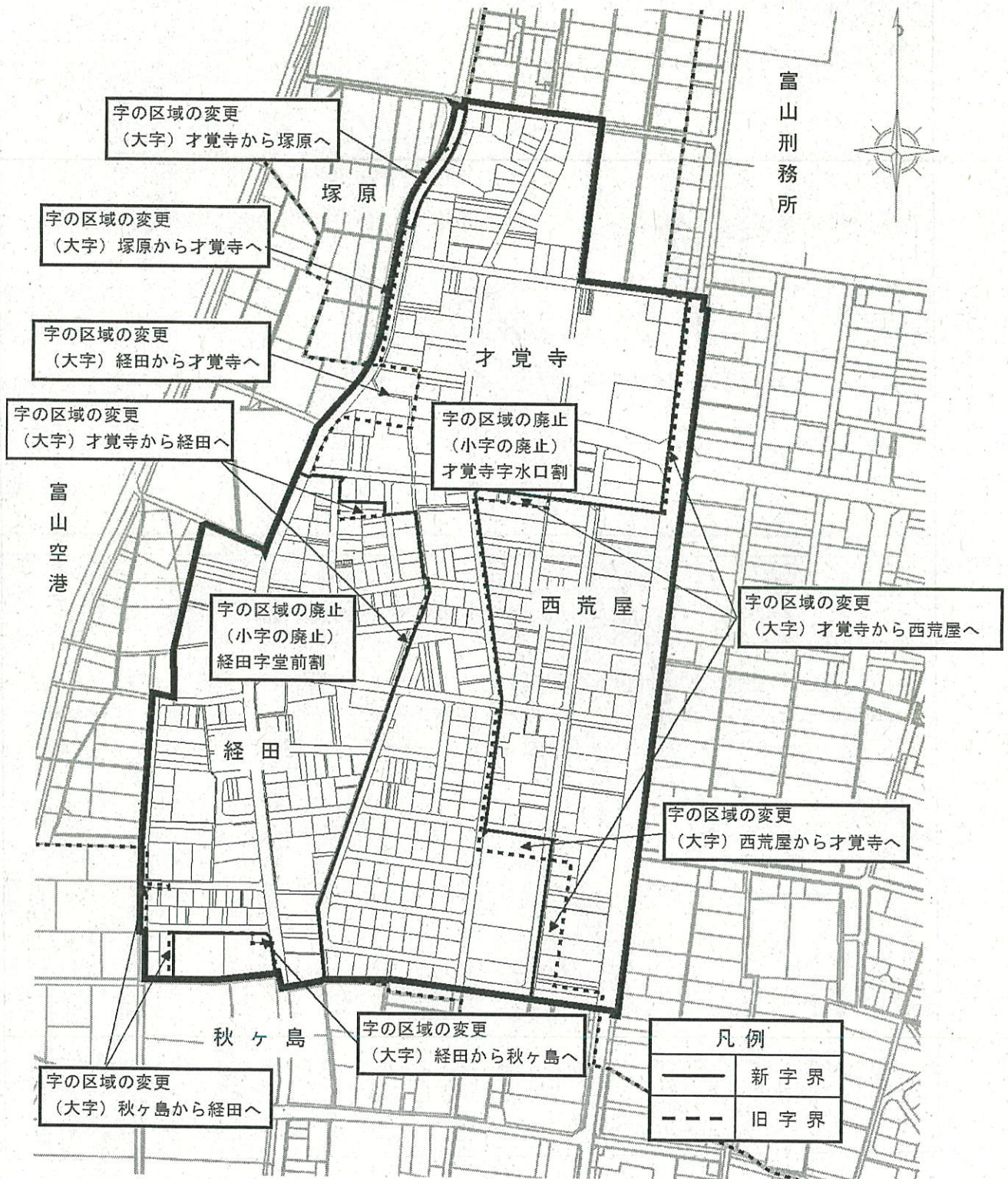
字を新設する区域



〔 字の区域の変更及び廃止の件 〕

10 富山空港北土地区画整理事業に伴う字の区域の変更及び廃止について

〔 都市再生整備課 〕



※換地処分の公告日の翌日から字の区域を変更及び廃止する。